

意見提出者	個人
1. 項目	「人権擁護（救済）法」案
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①人権侵害的表現については、刑法や民法上の「名誉棄損」が既に存在している。そんな中、これ以上の表現規制を国民に課すとなると、何が「人権侵害」表現なのか判断が困難であり、ネット上での言論や表現を国民が過剰委縮するおそれがあり、ネット上のコンテンツやサイト、ブログが過剰な用心のため激減するおそれがある。</p> <p>②人権侵害表現の判定につき、民間からなる「第三者機関」が運営するにしても、かえって市民同士による内ゲバ、潰しあい、不当な密告に利用されるおそれがあり、これでは、ネットが「密告恐怖社会」の最大の道具になってしまい、国民がネット利用を控えてしまう。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	このような法律の作成はやめるべきである。現行の刑法の名誉棄損罪、侮辱罪、民法の名誉棄損で十分、対応できる